

社会福祉法人朝霞地区福祉会  
すずらん運営規程

平成22年4月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会が設置するすずらん（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第6号に規定する生活介護の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年埼玉県条例第67号）（以下「埼玉県条例」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 すずらん

(2) 所在地 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号

(実施する障害福祉サービスの種類及び定員)

第4条 事業所が実施する障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとする。

生活介護 40人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 施設長 1人  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 1人  
サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
- (3) 医師 内科医師（嘱託） 1人  
精神科医師（嘱託） 1人  
整形外科医師（嘱託） 1人  
医師は、利用者に対し、定期及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
- (4) 看護職員 1人  
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
- (5) 理学療法士（嘱託） 1人  
理学療法士は、利用者に対し、機能向上を目的としたリハビリ訓練等の指導管理を行う。
- (6) 生活支援員 18人  
生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。
- (7) 事務職員 必要な員数  
事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

（開所日及び開所時間）

第6条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。なお、管理者の判断で休所日を開所日とすることができる。
  - (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時45分までとする。
  - (4) (3)のサービス提供時間のほか、特別な理由がある場合は、管理者の判断で、開所時間内のサービス提供を認めることができるものとする。
- 2 事業所の開所は天候・災害その他のやむを得ない事情がある場合、管理者の判断で休所の措置をとることができる。

（障害福祉サービスを提供する主たる障害者）

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は以下の通りとする。

- (1) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37

号)にいう 知的障害者)のうち18歳以上である者又は、知的障害者であって身体障害者、精神障害者又は難病患者である者。

(2) 障害福祉サービス受給者証の障害支援区分3以上の者又は、年齢50歳以上で区分2以上の者。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、朝霞市、志木市、和光市の全域とする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

- (1) 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)
- (2) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- (3) 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- (4) その他利用者の支援に関すること。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費(訓練等給付費)の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、利用者から費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

ア 1食当たり396円(食事提供加算対象の場合)

イ 1食当たり646円(食事提供加算対象外の場合)

(2) 特別なサービスの提供とこれに伴う費用 実費

(希望制外出における公共機関の利用料(電車賃・入場料等)、施設外の特別な設備の使用、特別な娯楽の提供、特別な医療機関への移送等)

(3) 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用 実費

(4) その他 実費

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定められた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること
  - ア 虐待防止委員会の設置  
委員会の開催 年1回以上
  - イ 虐待防止のための指針の整備
  - ウ 虐待の防止のための研修の実施  
採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置  
委員会の開催 3ヶ月に1回以上

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
  - 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 継続研修 6ヶ月に1回以上
  - 訓練の実施 6ヶ月に1回以上

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
  - 委員会の開催 年1回以上
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 継続研修 年1回以上

(その他運営についての留意点)

第19条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(委任)

第20条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。